

序章 計画の策定にあたって

1 計画の目的・策定の必要性

本市では、平成31年3月に令和5年度までの5年間の計画として、「第2次宇都宮市食料・農業・農村基本計画(後期計画)」を策定し、「生産力」・「販売力」・「地域力」の向上を施策の柱とするとともに、農業の成長産業化を目指す「産業政策」と農の多面的機能の維持・発揮を目指す「地域政策」の視点から、「稼げる農業実現プラン」と「市民が支える農業・農村確立プラン」の2つの戦略プランを掲げ、「農業王国うつのみや」の実現に向けて取り組んできました。

そのような中、「第2次宇都宮市食料・農業・農村基本計画(後期)」の計画期間が満了を迎えるにあたり、「食」と「農」を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、引き続き、本市に備わる豊かな農資源と地理的優位性を活かして、市民に安全・安心で高品質な農産物を安定供給し、持続的に営まれる農業が実現できるよう、これまでの取組の見直しを行いながら、総合的に施策を推進する必要があります。

全国と同様、本市においても農業者の減少と高齢化が進行しており、労働力不足の深刻化や遊休農地の増加が懸念されています。本市の主要な作物である「米」については、全国的に人口減少を背景として需要量が減少しており、価格についても、長期的には下落傾向となっています。農業を取り巻く環境が厳しくなっている中、私たちの生活に不可欠な「食」を生み出す「農」を維持・発展させるためには、担い手の確保や、効率的な生産体制を構築するためのスマート農業技術の導入、生産基盤の整備などを進めていく必要があります。また、SDGsの達成に向けた脱炭素社会の構築の要請など、農業においても、環境負荷低減の取組が必要になっています。

このような農業を取り巻く社会経済環境の変化やこれまでの取組を踏まえ、本市農業の現状分析や課題の整理を行い、今後10年間の農業・農村振興の取組の方向性を定めた「第3次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」を策定しました。

2 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。なお、中間年である令和10年度に施策目標等の達成状況を評価し、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

【計画期間】

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
計画期間	← 第3次宇都宮市食料・農業・農村基本計画 計画期間 →									
					中間評価					

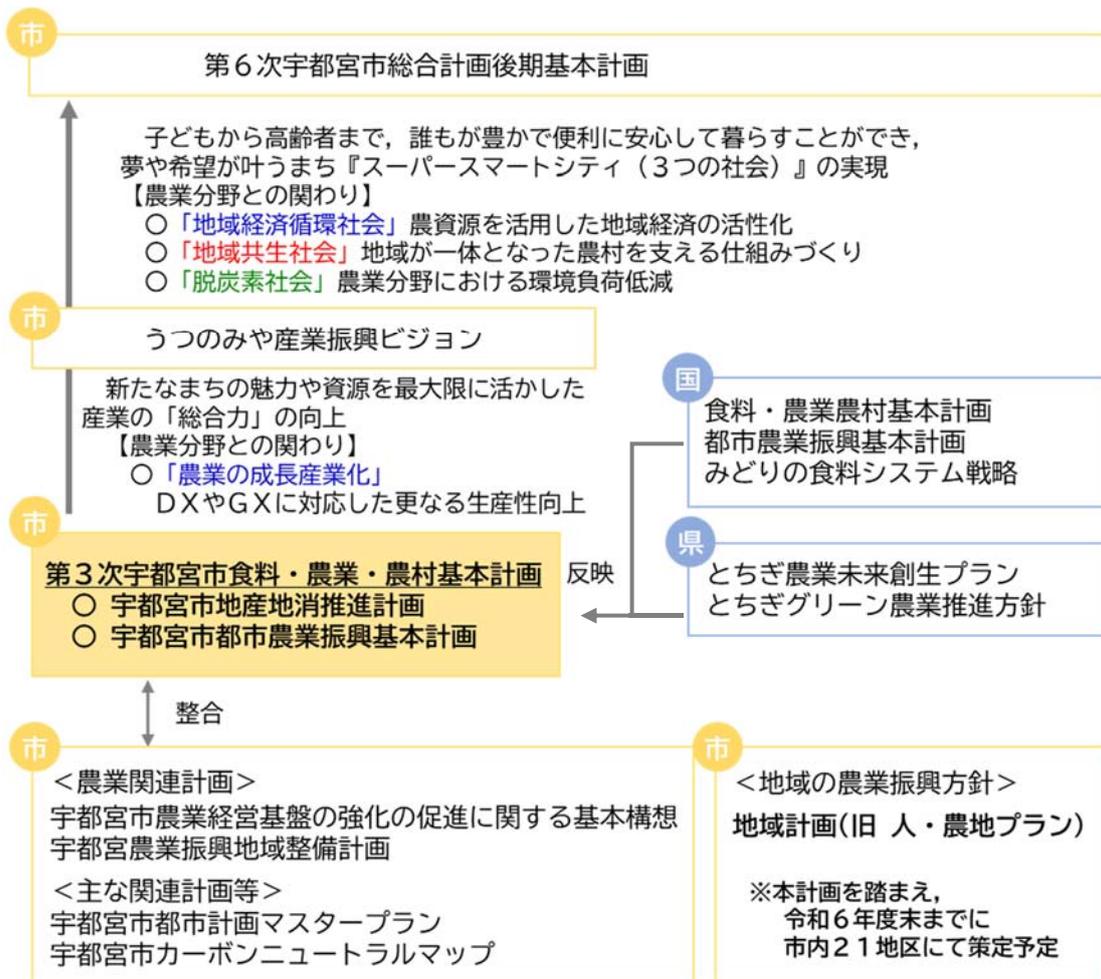
3 計画の位置づけ

本計画は、「第6次宇都宮市総合計画後期基本計画」の政策の柱である「産業・環境の未来都市」を実現するための本市農業行政の基本指針となるものであり、「農業分野」の基本計画です。「第6次宇都宮市総合計画後期基本計画」においては、持続可能な農林業の実現が図られるよう、多様な担い手の確保・育成や生産性の高い基盤の整備などに加え、スマート農業技術の導入や市場ニーズを踏まえた生産振興及び消費拡大に必要な支援策を総合的に推進することとしています。

なお、本計画は、「食料・農業・農村基本法（第8条）」に基づく計画であり、同法第2条から第5条までの農業及び農村に関する施策の基本理念に則り本計画を策定するとともに、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（第41条）」及び「都市農業振興基本法（第10条）」に基づく地方計画としても位置付けます。

また、国や県の関連計画や市の上位計画、関連計画等との整合を図るとともに、分野横断的に連携を図りながら、農業・農村振興に取り組んでいきます。

なお、現在、市内21地区において内容の検討を進めている地域計画については、本計画における取組の方向性を踏まえながら、令和6年度末を目途に策定していきます。

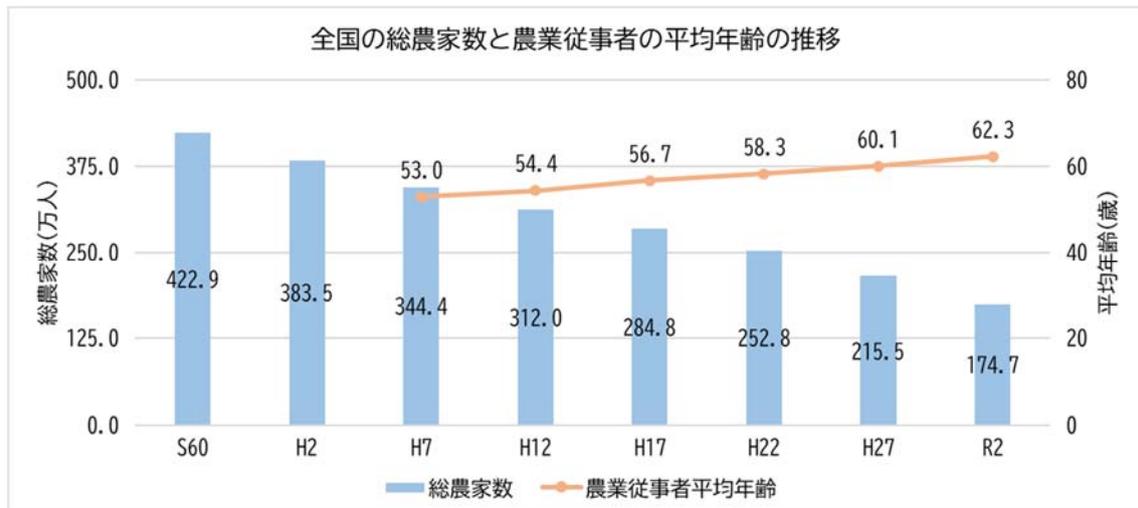


第1章 農業を取り巻く環境の変化

1 社会経済情勢の動向

(1) 農業者の更なる減少・高齢化

総農家数は、昭和60年の422.9万人から令和2年には174.7万人まで減少しており、41.3%減少しています。加えて、高齢化が進んでおり、農業従事者数の平均年齢は、平成7年の53.0歳から令和2年には62.3歳となっています。



出典：農林水産省「農林業サンサス」

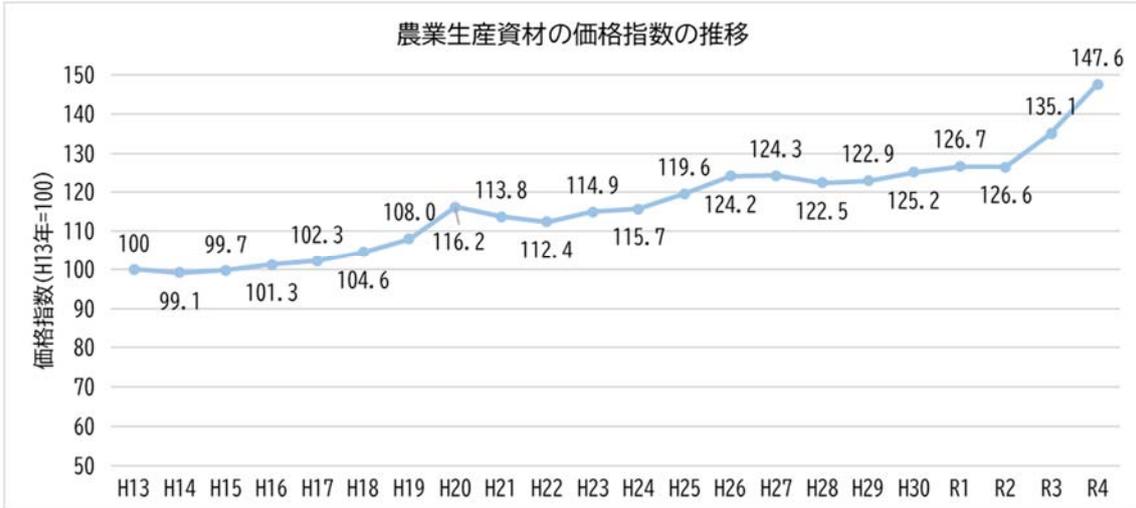
(2) 地球温暖化への対応

地球温暖化による気候変動の影響が懸念されており、私たちの身近なところでは、大雨による水害が頻繁に起こり、日常生活においても、熱中症がニュースになるなど、地球温暖化による影響が現れています。農業においては、農作物の生育や収穫時期などに影響が出ており、その対応が迫られています。

平成4年にブラジルで気候変動枠組条約が結ばれ、地球温暖化に対する国際的な取組が始まり、平成9年には、温暖化に対する国際的な取り組みのための国際条約である京都議定書、平成27年にはパリ協定が採択され、人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしていく方向を打ち出しており、環境と調和のとれた農業生産を実現する必要があります。

(3) 経済のグローバル化の進展

農業生産資材の価格は長期的に上昇傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症や、円安、ロシアによるウクライナ侵攻の影響等を受け、原油や食料とともに農業生産に必要な諸資材の価格が急激に上昇しています。今後も、農業生産資材の価格は高止まりしていくものと考えられ、収益性の悪化による離農者の増加や新規就農の支障となることが懸念されます。



出典：農林水産省「農業物価統計調査」

(4) SDGs に向けた施策展開

平成27年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、令和12年までに、持続可能なより良い世界を実現するための17の開発目標が掲げられました。

農業分野においては、特に、目標2(飢餓をゼロに)、8(働きがいも経済成長も)、15(陸の豊かさを守ろう)、17(パートナーシップで目標を達成しよう)の開発目標へのアプローチが期待され、持続可能なより良い世界を目指した農業振興に取り組んでいく必要があります。



2 国・県の農業政策の動向

(1) 食料・農業・農村基本法の見直し

食料・農業・農村基本法は、農政の基本理念や政策の方向性を示すものであり、(1) 食料の安定供給の確保、(2) 農業の有する多面的機能の発揮、(3) 農業の持続的な発展と(4) その基盤としての農村の振興を理念として掲げ、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的としています。

平成11年に制定されてからおよそ四半世紀が経過し、近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料・農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「農業の持続的な発展のための生産性の向上」、「農村における地域社会の維持」等を図るため、農林水産省は、基本法に掲げる基本理念や関連する基本的施策の見直しを行い、令和6年の通常国会に「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案」が提出され、審議が進められています。

～「食料・農業・農村基本法」の見直しを行っています～

見直しの4つの方向性

世界人口の増加や食料生産の不安定化によって、いつでも、安く、食料が手に入る時代はなくなる?

1. 皆さんに食料を届ける力の強化

- 不測時だけでなく、国民一人一人に食料が行き届くよう、平時から、食料安全保障に向けて取り組みます。
- 国内農業生産を増大しつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用などにより、安定した食料供給を図ります。
- 食料品店の減少やラストマイル問題などにより、食料品の入手に困難が生じないよう、食料を届ける力を整えます。
- 輸出を応援し、農業・食品産業の維持・発展を目指します。
- 農産物等について、消費者の理解を得ながら、食料システム全体の中で合理的な価格形成を行うための仕組みについて検討します。

将来にわたって農業・食品産業を持続するために必要なことは?

2. 次世代へつなぐ、環境にやさしい農業・食品産業への転換

- 環境にやさしい持続可能な農業を展開するため、有機農業などを全国に広めます。
- 生産、加工、流通、小売といった食の関係者全員で、温室効果ガスの削減や食品ロス削減などを目指します。

農業生産を維持するためにどうする? 20年後には農業者が現在の1/4程度になる?

3. 新たな技術も活用した、生産性の高い農業経営

- 生産性の高い農業ができるよう、農地の集積・集約化など環境を整備します。
- スマート農業をはじめとした新技術や新品種の導入などにより、更なる生産性の向上を目指します。

農村を元気にするために何ができる? 農村の地域社会が維持できなくなる?

4. 農村・農業に関わる人を増やし、農村や農業インフラを維持

- 農業者、非農業者にかかわらず、新たな就業機会を確保するための取り組みを進めます。
- 農業インフラについて、ICT導入やDXの取組等による作業の効率化を進めます。
- 用排水路などを管理しやすいものに整備し、保全管理しやすくするよう取り組みます。
- 人手不足な状況においても、農業者以外の参画を促進し、農業インフラを地域全体で維持管理していく取組を進めます。

食料・農業・農村基本法

ホームページ



出典：農林水産省サイト「基本政策>食料・農業・農村基本法」より抜粋

(2) 農業DXの推進・スマート農業の進展

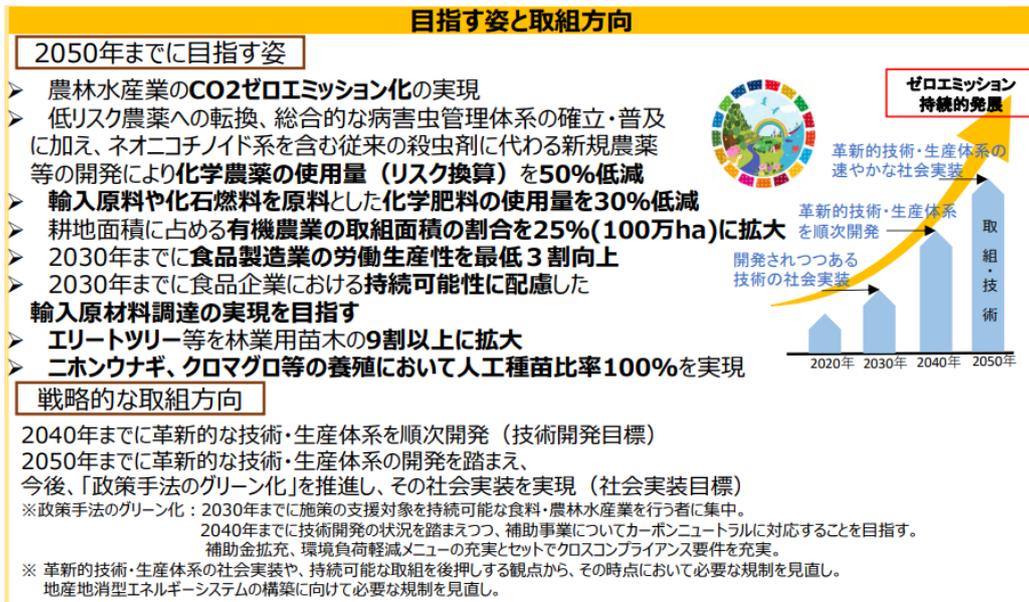
社会全体で、オンライン化やリモートによるコミュニケーション、EC取引の拡大など、デジタル技術を活用した変革(DX)が加速化する中、農業分野においても、農林水産業・食関連産業に携わる方々の抱える課題をデジタル技術を活用して解決し、食料の安定供給や農林水産業・食関連産業の成長に貢献するとともに、行政サービスの利便性向上や行政実務の効率化を図ることができるよう、DX実現に向けた取組が進められています。

また、ロボット技術やICTを活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業を実現するスマート農業も進展し、社会実装化が進んでいます。

(3) みどりの食料システム戦略の推進

資源の枯渇や地球温暖化、災害の大規模化などが世界的に問題となっており、今後も、SDGs や環境を重視する国内外の動きが加速していくものと見込まれる中、食料・農林水産業においてもこれら諸問題に的確に対応し、持続可能な食料システムを構築することが急務となっています。

農林水産省では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」(R3.5)を策定し、長期的な展望を踏まえ、環境にやさしい栽培技術と省力化に資する先端技術を取り入れたグリーンな栽培体系の推進に取り組んでいます。

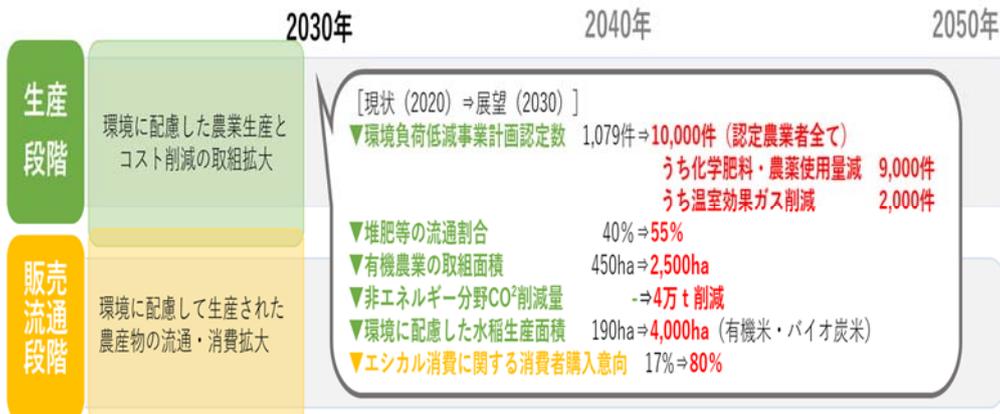


出典：「みどりの食料システム戦略」パンフレット（一部抜粋）

(4) とちぎグリーン農業推進方針の推進

国の「みどりの食料システム戦略」を受け、栃木県では、農業が持続的に発展するためには、将来を見据え、環境と調和のとれた農業生産を実現するための対策を的確に講じていく必要があることから、生産・流通・消費の各段階における取組を県や市町、関係団体等が一体となって推進するための指針として「とちぎグリーン農業推進方針」（R5.3）を策定し、「環境負荷の低減」と「収益性の向上」を両立する農業生産の実現に取り組んでいます。

「とちぎグリーン農業推進方針」に掲げる目標



(5) 地域計画を軸とした営農体制づくりの推進

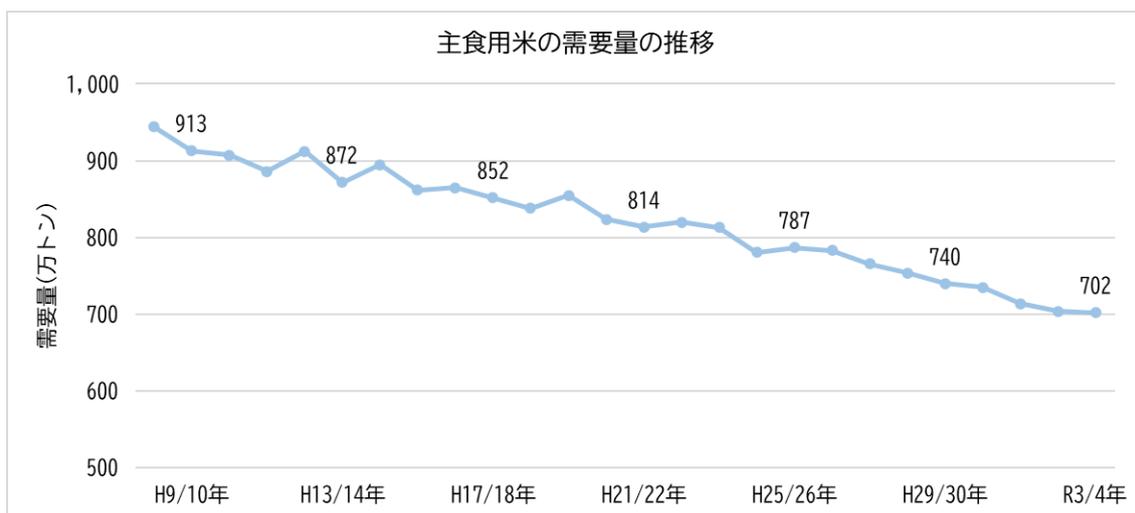
国内では、高齢化や人口減少により、農業者の減少や耕作されない農地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されており、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速させることが課題となっています。このような中、農林水産省では、地域や集落の話合いにより、5年後、10年後の地域の農業のあり方や中心的な役割を果たす農業者を明確化する「人・農地プラン」の作成を推進してきました。

今後は、農業者の減少や耕作されない農地の増加が懸念される中、「農業経営基盤強化促進法」の改正法が令和5年4月1日から施行され、「人・農地プラン」を法定化し、地域での話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を定めることとなりました。

地域では、策定された地域計画に基づき、農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進め、持続的に農業が営まれる営農体制づくりを進めていくこととなります。

(6) 畑地化の促進

生産過剰となった米の生産調整が昭和44年から始まりましたが、平成30年産から行政による生産調整が廃止され、現在は、農業者自らで作付面積を自由に決定することができるようになってきました。しかしながら、主食用米の全国ベースの需要量は一貫して減少傾向にあり、近年は年10万tペースで減少しています。このような中、国では、水田に麦や大豆、野菜、果樹等の畑作物の生産を定着させる畑地化に向けた施策を強化しています。



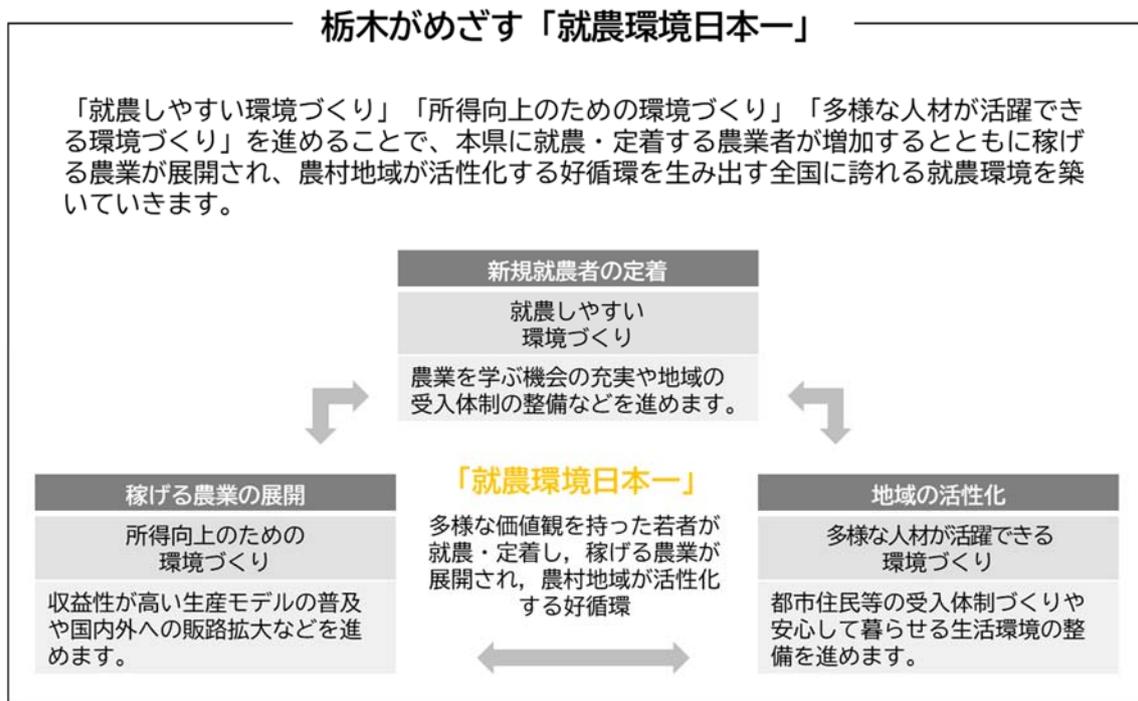
出典：農林水産省「米をめぐる関係資料(R4.7)」

(7) 男女共同参画の推進

国では、「第5次男女共同参画基本計画」を令和2年12月に策定し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないうような社会となることを目指し、そのための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進めています。栃木県においても、「とちぎ男女共同参画プラン(5期計画)」を令和3年2月に策定し、農業経営への女性の参画に向けた支援などを行うこととしています。本市においては、「第5次宇都宮市男女共同参画行動計画」を令和5年2月に策定し、多様な価値観が尊重され、人と人とのつながりを大切に、誰もが活躍できる社会を目指すべき姿として、性別に関わらず誰もが、さまざまな分野で活躍できる社会を目指しています。

(8) 就農環境の充実

栃木県では、「とちぎ農業未来創生プラン」に基づき、“成長産業として持続的に発展する農業・栃木”の実現を目標としています。農業の収益力強化を図るとともに、安全・安心で活力ある農村づくりを進め、若者が栃木県で就農することを選び、稼げる農業者が増加するとともに多様な人材が地域で活躍できる「就農環境日本一」を目指しています。



出典：栃木県「とちぎ農業未来創生プラン(R3.2)」